



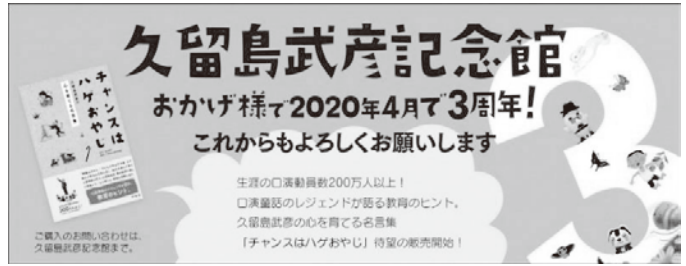
『チャンスはハゲおやし』

～久留島武彦の心を育てる名言集～

口演童話のレジェンドが語る、教育のヒント



「継続は力なり」「子どもの手は牛の鼻」など数々の名言を残し、岡本太郎らを育てた教育界の巨人・久留島武彦。彼の軌跡と残した言葉から、「心を育てる」教育の真髄に迫る。
※久留島武彦記念館で販売中！！



くろしま童話名作選 紹介⑦

『月宮殿のおつかい』
作 久留島武彦 絵 アヤ井アキコ

～あらすじ～

「このままでは、親子ともども食べられてしまう。いったい、どうしたらいいのかしら…」。

狼に狙われるヒツジの親子を助けるため、ウサギが考えた方法とは？十五夜、満月の夜に起きた愉快な出来事。



道路上に張り出している樹木の伐採のお願い

道路や歩道に張り出している樹木の枝や竹木・倒木は、通行に支障となります。また、場合によっては、歩行者や通行車両の事故につながるおそれがあります。事故防止のためにも、樹木の張り出し、枯れ木・折れ枝、竹木の繁茂などにより通行に障害がある（またはそのおそれがある）場合は、所有者が確認してください。事前に伐採や枝払いを施工して、安全・安心に道路を利用できるようご協力をお願いします。また、緊急の場合は、道路通行の支障となる竹木などを予告なく伐採・撤去することがあります。あらかじめご了承ください。

樹木所有者の責任

樹木の倒木などが原因で歩行者や通行車両に事故が発生した場合には、樹木の所有者が民法の規定によって賠償責任を問われる場合があります。

(民法第717条の1(抜粋))

- 1 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵(かし)があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

作業時の注意事項

電線や電話線などがある場所での作業は、危険を伴う場合があります。管理者(九電・NTTなど事業者)に連絡し立会いのもとで行ってください。通行車両、歩行者などの安全確保と、樹木からの転落防止などに十分注意してください。

建築限界(道路法第30条、道路構造令第12条)

自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、車道の上空「4.5m」、歩道上空「2.5m」の範囲に通行障害となるものを設置してはならないとされています(下図、緑斜線で囲んだ箇所)。

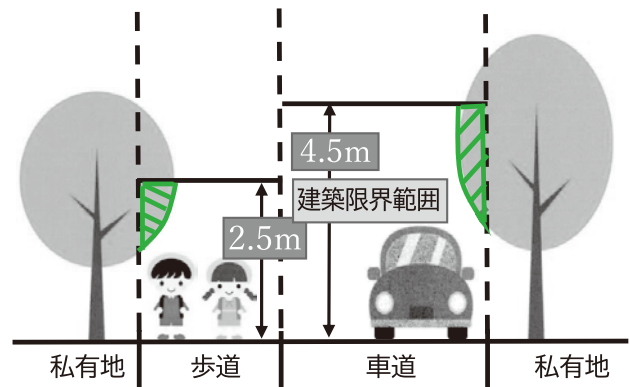
樹木の管理

私有地から道路上に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があるため、町が勝手に切ることはできません。強風や大雨、降雪の後は特に注意し、個人の管理・責任のもと対応をお願いします。

(道路法第43条 道路に関する禁止行為)

何人も道路に関し、下記に掲げる行為をしてはならない。

- 1 みだりに道路を損傷し、または汚損すること。
- 2 みだりに道路に土石、竹木などの物件をたい積し、その他道路の構造、または、交通に支障を及ぼす虞(おそれ)のある行為をすること。



問 建設水道課 管理班 ☎(72)7163